

## 柔道整復師法に係る施術所の広告について

柔道整復師法に係る施術所の広告に関しては、法律により広告できる事項が次のとおり定められています。

### <柔道整復師法>

第24条 柔道整復の業務又は施術所に関しては、何人も、文書その他いかなる方法によるを問わず、次に掲げる事項を除くほか、広告をしてはならない。

- 一 柔道整復師である旨並びにその氏名及び住所
- 二 施術所の名称、電話番号及び所在の場所を表示する事項
- 三 施術日又は施術時間
- 四 その他厚生労働大臣が指定する事項※

2 前項第1号及び第2号に掲げる事項について広告をする場合においても、その内容は、柔道整復師の技能、施術方法又は経歴に関する事項にわたってはならない。

※ 厚生労働大臣が指定する事項（平成11年3月29日付け厚生省告示第70号）

- 一 ほねつぎ（又は接骨）
- 二 柔道整復師法第19条第1項前段の規定による届出をした旨
- 三 医療保険療養費支給申請ができる旨（脱臼又は骨折の患部の施術に係る申請については医師の同意が必要な旨を明示する場合に限る。）
- 四 予約に基づく施術の実施
- 五 休日又は夜間における施術の実施
- 六 出張による施術の実施
- 七 駐車設備に関する事項

◎なお、法律の規定に違反した場合は、柔道整復師法第30条第5号により30万円以下の罰金に処せられることがあります。

看板やチラシをはじめとして、法律に基づいた適正な広告を行ってください。

### <広告できない事項（例）>

- 「交通事故専門」「むち打ち専門」
- 「スポーツ外傷」「肩腰膝の痛み」
- 「マッサージ10分〇〇円」「無料体験会実施中」
- 「酸素カプセル完備」「ウォーターベッド治療」
- 「エステ」「ダイエット」「骨盤矯正」